

包括外部監査の結果に基づく措置等の状況通知<平成25年度包括外部監査の結果報告書(一般廃棄物処理に係る事務の実施等について)>

「措置等の状況」平成28年2月29日現在

【A 措置済／実施済】再発防止策等を講じたもの

9件

【B 措置済／決定済】再発防止策等を講ずることを決定したもの

34件

【D 未措置／未実施決定済】再発防止策等を講じないと決定したもの

7件

回答基準日:平成26年2月28日現在(ただし、黄色のセルは平成27年2月28日、薄紫色のセルは平成28年2月29日)

No.	部	課	該当ページ	分類	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課
1	環境部	ごみ減量推進課	37頁～38頁	意見	一般廃棄物処理基本計画等の目標数値の年度別の明示について	一般廃棄物処理基本計画は、今後の5年間の中期計画の位置付けにあり、それに基づき年度ごとの実施計画がある。一般廃棄物処理基本計画と年度の実施計画との整合性をより明瞭にするため、年度ごとの目標数値をとりまとめて記載されることを検討されたい。	年度毎の目標値は別の場所に記載しているが、平成29年度に策定予定である一般廃棄物処理基本計画には、目標数値を分かりやすい形で記載する。	B：措置済／決定済	次回の一般廃棄物処理基本計画策定時には、目標数値を分かりやすい形で記載する。	
2	環境部	ごみ減量推進課	38頁	意見	一般廃棄物処理基本計画等の課題の抽出とその対応策の記載について	一般廃棄物処理基本計画においては、「第2章第8節課題の抽出」が記載され、「第5章第6節計画実施スケジュール」において、その具体的な対策と実施スケジュール、後期(平成25年度から29年度)の重点対策、新規の対策等について詳細な説明がなされている。 「第2章第8節課題の抽出」の記載のところに追加して、「課題に対する対策については第5章第6節を参照する旨」を記載するか、あるいは、第5章第6節の後期(平成25年度から29年度)の重点対策を課題の後に記載するか等、課題と対策の対応が対比して見てとれるような記載の工夫を検討されたい。	次回の計画策定時には、課題とその対策が対比できるような記載を行う。	B：措置済／決定済	次回の一般廃棄物処理基本計画策定時には、課題とその対策が対比できるように記載する。	
3	環境部	ごみ減量推進課	38頁	意見	一般廃棄物処理基本計画の改訂計画の目標数値の達成について	前期(平成20年度から平成24年度)を経過し、ごみ排出量(焼却対象燃やごみ)の削減目標、資源化率の目標、最終処分量の削減目標と各実績数値を比較すると、いずれも実績値は中間目標数値を達成できていない。これを受けて、市は、目標数値を再検討し、改訂計画では目標数値を過去の実績に見合ったものに改定している。 目標実現に向けて、平成25年度以後の各年度の実績と目標との比較、目標未達に対する原因分析を年度ごとにとりまとめ、自己評価を行い、最終事業年度の目標を達成されたい。	毎年度、計画の実績点検を行い、課題の抽出及びその対応を図る。	B：措置済／決定済	毎年度、計画の進捗管理、課題の抽出及びその対応を図る。	
4	環境部	清掃業務課	42頁～44頁	意見	ごみの収集及び運搬に係る業務委託の検討について	清掃業務課に配置されている職員の数に近年変化はないが、技能労務職の採用を35歳以上に限定する市の基本方針により、職員構成については高年齢化が進んでいる。このような状況は、組織の維持発展にとって問題である。 ごみの収集及び運搬業務を直営で実施する場合は、業務委託よりも人件費が嵩(かさ)むのが実情である。現状、収集車1台に従事する運転担当及び収集担当各1名の合計で、月額8万円程度の差があると考えられ、清掃業務課が運用する収集車の台数を64台として単純計算した場合、年間6千万円程度の差が生ずるものと考えられる。 今後可能な限り早期に、ごみの収集運搬体制について、直営を継続するか、業務委託を実施すべきかについて、必要な検討を行い、基本方針を策定すべきである。	基本的には、旧市内(旧豊田市地区)は、直営収集を継続する計画である。 意見にある、ごみ収集業務を委託するべきか否かについては、一般廃棄物処理基本計画の見直し時期(平成29年)に検討し、基本方針を定める。	B：措置済／決定済	現在では、旧市内(旧豊田市地区)は、直営収集を継続していく考えである。ごみ収集業務を委託するべきか否かについては、一般廃棄物処理基本計画の見直し時期(平成29年)に検討し、基本方針を定める。	

No.	部	課	該当ページ	分類	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課
5	環境部	清掃業務課	46 頁	意見	豊田地区リサイクル資源回収運搬業務等の委託業務における代替業務提供の段階的な見直しについて	収集運搬業務のうち、豊田地区リサイクル資源回収運搬業務委託等5業務については、協同組合Aと随意契約にて委託契約を締結している。 これらの業務委託について、随意契約が採用されているのは、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(以下「合特法」という。)に基づく市長の決定を根拠として、し尿収集業者及び浄化槽清掃業者を支援するためのものである。ただし、下水道が100%普及することは事実上考えにくいことから、このままでは、随意契約による代替業務の提供を続けることになる。このような特例措置が継続することは、事務手続の透明性の観点からも問題がある。当該5業務については、代替業務とせず、競争入札を導入することを検討し、し尿及び浄化槽清掃業務については、業者の資格を市でチェックした後、業務量に応じて補助金を交付する等の方法を検討することが望ましい。	合特法に基づいて支援するために、平成22年3月に締結した覚書に従って実施している。 当面は、当該覚書に基づく委託を継続する予定であり、競争入札は行わない。 し尿収集業務及び浄化槽清掃業務について、補助金の交付は考えていない。	D：未措置／未実施決定済		
6	環境部	清掃業務課	46頁～48頁	意見	豊田地区リサイクル資源回収運搬業務等の委託業務における随意契約の予定価格算定について	上記の5契約のうち、合併地区粗大ごみ収集運搬業務委託を除く4契約につき、予定価格の算定に際して、市は、人件費の単価として国土交通省の公共工事設計労務単価を用いている。 国土交通省資料によれば、賞与はこの労務単価に含まれているが、市では予定価格の算定上、比較対象とした職員給料の積算方法と同じ算式を使用しているため、結果として、賞与部分が二重に計上されている。 直ちに予定価格が過大であるとはいえないが、予定価格の算定方法をより合理的なものにすることが望ましい。	人件費の積算について、公共工事設計の労務単価を用いた場合、賞与が二重計上になるため、平成27年度以降の積算根拠について見直しを行っていく。	A：措置済／実施済	毎年、積算根拠について適切かどうか確認していく。	
7	環境部	清掃業務課	50 頁	意見	指定ごみ袋制度における自治区斡旋(あっせん)販売制度の運営について	自治区に交付されるごみ袋配布事務費相当額を考慮すると、現状では、斡旋販売数が増加するほど市の財政負担が大きくなる。自治区斡旋販売制度の趣旨は、小売店以外からの入手方法を確保することで、市民の利便性を高めることであると考えられる。したがって、高齢者や遠隔地の在住者等、小売店での購入が難しい市民への行政サービスとして位置付け、斡旋の対象を絞り、斡旋販売数を減少させることが合理的であると考えられる。	自治区への斡旋業務については、平成27年度に見直しを行う予定であり、平成26年度において自治区長等の意見を参考にし、斡旋業務の在り方について協議を進めしていく。	B：措置済／決定済	指定ごみ袋の斡旋について、平成26年度に区長会に照会するとともに、自治区長を対象にアンケート調査を実施する。当該アンケートの結果に基づき、平成27年度以降の指定ごみ袋販売方法を決定する。	
8	環境部	清掃業務課	52 頁	意見	運転手の環境保全手当の金額について	豊田市の、運転者に対する環境保全手当の支給水準は、近隣市に比較して相当高いといえ、金額設定に十分な合理性があるかを検討する必要がある。 また、運転者とそれ以外との間に2.5倍の差を設けているが、業務分担上それほど大きな差があるとは考えられず、2.5倍の差を設けることには十分な合理性を見出しつくい。	他市の状況調査を実施し、金額設定に関する検討及び職員組合との交渉を重ねた上で、平成27年4月以降の手当額を決定した(平成27年1月)。	B：措置済／決定済	技能労務職に関する特殊勤務手当の見直しを進めていく中で、更なる適正化を図ることを決定した(平成27年1月)。	人事課

No.	部	課	該当ページ	分類	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課
9	環境部	清掃業務課	52頁～53頁	指摘	環境保全手当の支給における運転手が地図作成等を実施する場合の取扱いについて	現状では、運転手が収集用地図、配車表作成等の業務を主として実施する場合においても、日額2,500円の環境保全手当が支給されている。 その勤務日における運転業務の実施時間を詳細に把握していないため、豊田市職員特殊勤務手当規則（以下「特勤手当規則」という。）の定めに準拠した取扱いが行われていない。 そのため、運転業務の実施時間を把握できるように、その管理办法を改める必要がある。また、特勤手当規則に定める「ごみ収集における現業業務」の内容を再検討し、明確な定義付けを行う必要がある。	業務時間について詳細な把握ができるよう、運転業務管理簿の見直しを実施する。 特殊勤務手当の過払い分については、該当者の1月分の給与から、すでに返還を始めている。 地図作成業務は、ごみ収集に関する相当の知識と経験を必要とすることから、作業の質的困難性を有する業務として、特殊勤務手当の対象であると考えている。 特殊勤務手当規則は、明確な定義付けを行うよう改正する。	B：措置済／決定済	平成26年2月の勤務分から、運転業務管理簿の見直しをした。 平成26年2月の勤務分から、特殊勤務手当の決裁にあたり、検討者を増やすなどチェック体制を強化した。 平成26年3月に、特殊勤務手当規則を改正する。	人事課
10	環境部	清掃業務課	53頁	意見	運転手及び環境員以外の職員の環境保全手当の金額について	現行の規定では、運転手及び環境員とそれ以外の職員で、環境保全手当の金額に差が設けられているが、基本的な勤務条件が同一であることを考えれば、金額に差を設けることは合理的とはいはず、同一の金額とすることが望ましい。	金額設定の妥当性について、検討を行った。	D：未措置／未実施決定済	検討の結果、運転手及び環境員以外の職員がごみ収集業務に当たるのは、あくまで臨時的な措置であり、その内容も補助的なものにすぎないため、金額に応分の差を設けることは妥当であると結論付けた。	人事課
11	環境部	清掃業務課	55頁～57頁	意見	旭及び稻武地区の粗大ごみ収集運搬に関する委託料について	旭及び稻武地区の粗大ごみの収集運搬事業については、現在、委託契約で運用されているが、合特法の関係で随意契約となっている。このため、その委託料が割高となっていないか検証した。 人口密度や世帯密度が低く、排出する年間の粗大ごみの点数が少ない旭及び稻武地区において、回収された粗大ごみ1点が負担する固定費部分の入件費が高くなることは仕方のない面もあるが、1点の粗大ごみを2,000円程度掛けで回収することの不合理性は拭えない。 豊田市全体の収集地区単位の見直しも含め、今後も継続して委託料の引下げについて努力されたい。	粗大ごみの収集運搬費の経費軽減のための取組を行っている。収集日の統一、地区的合併、点数制の取入れなどの軽減策を行い、引き続き経費軽減を図っていく。	B：措置済／決定済	粗大ごみの収集運搬費の経費軽減のための取組を行っている。旭地区及び稻武地区については、平成24年度から収集日の統一を実施している。今後は合併地区全体において、収集日の統一や点数制の取入れなどの軽減策を行い、市民サービスの低下にならないよう留意しながら引き続き経費軽減を図っていく。	
12	環境部	清掃業務課	57頁～58頁	意見	粗大ごみ収集運搬業務における高齢者ドライバーの運転の安全性確認について	現在、粗大ごみ収集車の運転について旧豊田市ののみが60歳までの年齢制限を設けている。このため、年齢制限を設けていない足助等地区並びに旭及び稻武地区で粗大ごみ収集車を運転している高齢者ドライバーの安全面について市に質問した。 現状では、高齢者ドライバーについて特別な配慮を行っていないとのことであるが、粗大ごみ収集車という特殊車両を運転し、戸別回収のため複雑な道を通る必要があるという状況を考慮すれば、数年に一度、運転技能の確認を実施したり、ブランクのある運転手には訓練期間を設けたりするなどといった安全面での特別な配慮が必要である。	旭地区及び稻武地区については既に委託化している。また、足助地区については、平成26年度から委託化する。 藤岡・小原地区及び下山地区については、「安全運転マニュアル」を基に研修会を必要に応じて実施する等の安全対策を図る。	B：措置済／決定済	旭地区及び稻武地区については既に委託化している。また、足助地区については、平成26年度から委託化する。藤岡・小原地区及び下山地区については、「安全運転マニュアル」を基に研修会を必要に応じて実施する等の安全対策を図る。(年1回の研修会は以前から実施している。)	
13	環境部	清掃業務課	59頁～61頁	意見	粗大ごみ処理手数料収納事務委託料の契約単価について	粗大ごみ処理手数料収納事務委託料についてランダムに抽出した10の自治体と比較した結果、豊田市が一番高い水準であった。 粗大ごみ処理手数料収納事務委託料は、粗大ごみ収集が有料化された平成13年4月から見直しがなされていないが、委託業務開始時に定めた委託料をいつまでも踏襲するのではなく、定期的に他の自治体の動向を見ながら、委託料を改定する機会を設けることを検討されたい。	自治体ごとに条件(販売枚数、協力店数、事務処理内容、地理的条件等)が異なるため、委託料の単価について統一的なものはないと考えているが、積算金額が適切かどうかについては、情報収集を行うなど確認していく。	B：措置済／決定済	委託料の積算金額の見直しについては、粗大ごみ手数料との関係もあることから、市の手数料見直し時期に合わせて適切かどうかを判断する考えである。	

No.	部	課	該当ページ	分類	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課
14	環境部	ごみ減量推進課	63 頁～64 頁	意見	環境審議会の答申に基づく粗大ごみ手数料算出方法と現在徴収されている手数料の乖(かい)離について	平成23年度に市の公共料金の見直しが行われているが、戸別収集の手数料については平成13年4月以後、自己搬入の手数料については平成5年4月以後改定がなされていない。このため、現在の粗大ごみ処理手数料が、平成22年度に行われた環境審議会の答申に基づいて適切に設定されているかを検証した。戸別収集も自己搬入も現在の処理手数料は、環境審議会の答申より低く設定されており、特に、自己搬入の不足率が著しい。市は環境審議会の答申を重視し、粗大ごみの処理手数料を適時適切に見直し、改定することを検討されたい。	環境審議会の答申を尊重した見直しを、平成26年度に行っていく。	B：措置済／決定済	全庁における手数料の一斉見直しに合わせて、環境審議会の答申を尊重した見直しを行う。	
15	環境部	ごみ減量推進課	66 頁	意見	粗大ごみ処理手数料における戸別収集に関する収集運搬費用に含める範囲について	平成22年度環境審議会の答申によると、戸別収集の利用者が負担する手数料は、粗大ごみの収集運搬により発生した費用の3分の1相当額となっているが、この収集運搬費の範囲について検討した。現在、粗大ごみ収集受付費用ほかについては、市が実施すべき一般的な事務であり、収集するための経費ではないという理由で収集運搬費用には含まれていない。しかしながら、これらの経費は、ステーション回収では発生しないコストであり、粗大ごみを収集するために発生する経費であるから収集費用に含めることが妥当であると考える。このため、次回のごみ処理手数料を含む市の公共料金の見直し時においては、これらのコストも運搬収集費用に含め、粗大ごみ収集手数料の見直しを検討されたい。	平成26年度に行う手数料の見直しについては、環境審議会の答申を尊重したものとするため、粗大ごみ受付収集費用は含めないが、その後にごみ処理手数料のあり方を検討するときには、粗大ごみ受付費用も含めた議論を行う。	B：措置済／決定済	ごみ処理手数料のあり方を検討する際には、粗大ごみの受付費用などの負担を軽減している項目が妥当かどうかについても議論する。	
16	環境部	ごみ減量推進課	66 頁～67 頁	意見	ごみ処理手数料の定期的な見直しの実施状況について	ごみ処理手数料を含む市の公共料金は、原則4年ごとに見直しをすることが市の基本方針であるが、ごみ処理手数料は、平成13年の粗大ごみ戸別収集有料化開始時以後見直し作業を行っていなかった。6町村との合併や、渡刈クリーンセンターの稼働によりごみ処理手数料の算出根拠が決算前に提出できなかつたことが原因である。しかしながら、ごみ処理手数料の根拠がその後算出されたにも関わらず、市のごみ処理手数料の見直しが原則4年ごとであるという理由で4年後まで見直しを待つというのは、手数料改定の適時性の観点からは適切ではない。今後は、4年ごとの見直しができない場合であっても、次の4年後まで待つのではなく、見直しができる状態になり次第、適時にごみ処理手数料見直しを検討することが望ましい。	全庁における手数料の一斉見直しでの対応を原則とするが、社会経済情勢等により料金改定ができなかった場合は、見直しができる状態になり次第、ごみ処理手数料の見直しを行うものとする。	B：措置済／決定済	全庁における手数料の一斉見直しと同時に改定できなかった場合は、社会経済情勢等の変化により、見直しできることとなった時期をとらえて手数料の見直しを行う。	
17	環境部	ごみ減量推進課	72 頁～73 頁	意見	生ごみ処理機器の使用状況の調査について	補助金により購入された生ごみ処理機器が、適切に使用され生ごみの減量化に貢献しているかどうかのアンケート調査の回答率をみてみると、平成21年度から平成24年度までの平均で約49%にとどまっている。アンケートに協力をお願いする旨等を補助金交付用紙に記載する等の工夫をすることによりアンケートの回答率を上げるとともに、アンケートの実施時期を早め、適時に利用実態をつかむことを検討されたい。	要綱の一部改正を行い、補助金の交付決定通知書にアンケートへの協力について記載するよう様式の変更を行った。なお、アンケートは、十分な利用実態が把握できる購入後5年経過した時点での実施が妥当と考える。	A：措置済／実施済	アンケートの実施時期及び協力依頼について、交付決定通知書に記載し、周知を図ることとした。	

No.	部	課	該当ページ	分類	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課
18	環境部	ごみ減量推進課	76 頁	意見	再生利用が可能な資源の集団回収事業における報奨金（回収量に比例する部分）の定期的な見直しについて	協力団体に支払われる報奨金については、過去から金額の見直しを実施しておらず、定期的な見直しの機会を設けていないが、報奨金のうち回収量に比例する部分については、ある程度、市況と連動させ、市況の悪い時は報奨金を手厚くし、市況の良い時は報奨金を少なくすることが制度目的から適当と考えられる。 このため、回収量に比例する部分の報奨金について、市況との関係を整理し、明確な見直し基準を設け、適時に改定することを検討されたい。	報奨金額については、集団回収活動へのインセンティブとして交付しているものであるため、現在の方法を継続する。	D：未措置／未実施決定済		
19	環境部	ごみ減量推進課	76 頁～ 77 頁	意見	再生利用が可能な資源の集団回収事業における報奨金（2品目以上の回収で加算される部分）の効果について	協力団体に交付される報奨金については、2品目以上の回収で2,000円が加算される部分があり、その交付目的は回収量の増加である。しかしながら、協力団体に交付される報奨金については、基本的に回収品目全てが回収量に比例する報奨金の支給対象であるため、2,000円の報奨金の有無が、回収量の増加にそれほど結び付くものではないと推定される。 このため、今後はより多くの住民が資源回収に貢献でき、回収量がより増加するような回収方法に対して報奨金を支給するなど、報奨金の支出基準についても工夫することが必要である。	報奨金額については、集団回収活動へのインセンティブとして交付しているものであり、回収活動そのものを促進することが目的であるため、現在の方法を継続する。	D：未措置／未実施決定済		
20	環境部	ごみ減量推進課	77 頁～ 78 頁	意見	再生利用が可能な資源の集団回収事業における補助金（回収量に比例する部分）の定期的な見直しについて	回収業者に支払われる補助金については、その制度趣旨から、支給対象は売却が困難な雑誌と古布に限定し、また、その補助金の交付金額自体も、市況の影響を受けると市は考えている。一方で、補助金の交付基準と市況との関係が明確に規定されていない。また、雑誌については、再生用古紙相場の直納問屋への売値（東海地区並値）の推移を見ても、雑誌の売却単価がダンボールの売却単価よりも高い時期もある。 以上から、回収量に比例する部分の補助金について、古紙相場に連動した補助金の水準及び支給対象範囲の見直しを定期的に実施し、補助金交付要綱にも定期的な見直しについて明記することが必要である。	市況との連動を図るために、要綱見直しに合わせて支給対象範囲についても検討することとする。	B：措置済／決定済	古紙相場や回収業者の状況把握を行い、要綱の見直しに合わせて支給対象範囲についても見直しを行う。	
21	環境部	ごみ減量推進課	78 頁～ 79 頁	指摘	資源集団回収事業における2品目以上の回収で加算される報奨金及び小規模回収に関する補助金交付時のチェックについて	1つの協力団体が同日に複数の回収拠点で集団回収を行った場合でも、報奨金又は補助金は1回しか加算されないが、複数の回収拠点ごとに報奨金及び補助金が支払われていた事例が検出された。報奨金及び補助金の交付要綱の記載方法について、より誤解の少ない具体的な記述に修正する必要がある。さらに、報奨金及び補助金の交付時のチェックについても、チェックマニュアルを作成し、後任者に引き継いでいくような体制を構築することが必要である。	豊田市集団回収報奨金交付要綱及び豊田市集団回収事業補助金交付要綱の見直しを行った。 平成25年度から協力団体の新規登録時に活動内容のヒアリングを行い、団体の状況の把握やチェック方法を更に徹底した。	A：措置済／実施済	交付申請時に行う団体へのヒアリングで、注意点を説明する。 また、毎年1回行っている口座確認時に、小規模回収の取扱いなど交付申請時の注意点を団体に再周知する。 回収事業者についても、請求時の注意点を周知する。 報奨金及び補助金の請求に対する伝票のチェックについて、確実に行えるようにチェックポイントを見える化するとともに、決裁過程でもチェックできる体制を作る。	

No.	部	課	該当ページ	分類	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課
22	環境部	ごみ減量推進課	79 頁～80 頁	指摘	資源集団回収事業における協力団体の登録時のチェックについて	協力団体に対する報奨金のうち2品目以上の回収で加算される部分も、回収業者に対する補助金のうち3,000 kg未満の小規模回収で加算される部分も、協力団体1団体1回当たりで判断され、報奨金及び補助金が支給される。 集団回収事業報奨金の支払いに関する決定書及び集団回収事業補助金交付要綱に基づく補助金の支払に関する決定書の平成24年6月分と12月分を閲覧したところ、登録単位が活動実態と一致しておらず、形式的には報奨金及び補助金の交付要綱に準拠しない事例が1件あった。 以上から、協力団体の登録時に、市が登録団体の活動実態を十分に理解した上で、その登録単位が活動実態に照らして適切であるかどうかをチェックする体制を構築することが必要である。	平成25年度から、協力団体の登録時に活動内容のヒアリングを行い、団体の状況を把握した上で、報奨金を支出するように徹底した。	A：措置済／実施済	マニュアルに従い、団体登録時に、活動内容が適切であるかどうかの確認を行う。	
23	環境部	ごみ減量推進課	83 頁～87 頁	意見	リサイクルステーション別の収支把握について	市においては、リサイクルステーションの設置箇所別の収支状況を把握していないかったが、箇所別及び品目別の回収実績又は関連する業務の契約書等から算定することができる。 リサイクルステーションの最適な運営（新規設営又は廃止の適切な意思決定、資源化数量の最大化及び運営コストの最小化）、更には、家庭系資源ごみの回収及び集団回収というリサイクルステーション以外の回収方法も加味した資源化事業全体としての資源ごみ回収の適正な運営のために、リサイクルステーション別の収支の年度ごとの把握及び確認が必要であると考える。	リサイクルステーションでの資源回収に協力いただける市民へのサービスについては、ステーション毎ではなく全体で制度を考える必要があるが、運営内容についてはステーション毎の収支を踏まえて対応することとする。	B：措置済／決定済	収支を踏まえ、定期的に運営内容の見直しを行う。	
24	環境部	ごみ減量推進課	88 頁～90 頁	意見	リサイクルステーション資源収集運搬業務委託に係る積算単価について	・積算単価の算定根拠について A社に委託しているリサイクルステーション資源収集運搬の業務委託の単価について、明確な積算根拠がなかった。当該業務は随意契約であるため、契約の締結に当たり競争性がないことから、委託金額の積算及び検討については、より慎重な対応が求められる。  ・A社に委託している他の業務との関係について A社に対しては、家庭系ごみの豊田地区リサイクル資源回収運搬業務及び豊田地区資源回収容器配布業務を委託している。当該2つの委託業務は、A社の所有する同じ車両及び運転手によって実施される場合があるため、人件費、車両関係費等の積算については、双方の委託業務を総合的に勘案し検討する必要がある。	平成27年度以降の委託金額の積算については、積算内容について他の同様業務を参考にするなど、適切に見直しを行うこととする。	B：措置済／決定済	委託金額の積算根拠について、適切かどうか毎年確認する。	

No.	部	課	該当ページ	分類	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課
25	環境部	ごみ減量推進課	91頁～92頁	意見	リサイクルステーション古紙等資源回収業務委託金額の決定方法について	リサイクルステーション古紙等資源回収業務委託については、予定価格が前年の委託金額を参考に作成されており、単価について詳細な積算は行われていなかった。当該業務は随意契約のため、業務の委託に当たり競争がないことから、予定価格の算定に当たっては詳細な積算を実施し、詳細な見積根拠を入手した上で委託金額について検討すべきである。また、古紙等資源回収業務報告書には回収場所と品目別の回収数量が記載されているのみであるが、回収業務に掛かった実績時間等を把握し、次年度の予定価格に反映させていくべきであると考えられる。	平成27年度以降の委託金額の積算については、積算内容について他の同様業務を参考にするなど、適切に見直しを行うこととする。	B：措置済／決定済	委託金額の積算根拠について、適切かどうか毎年確認する。	
26	環境部	ごみ減量推進課	92頁～93頁	意見	リサイクルステーションの古紙等の物品売払い契約について	平成24年度の古紙等の物品売払い契約における売払い単価は、常に市場価格を下回っている状況にある。当該業務は随意契約であり競争性がないことから、売却単価の決定に当たっては過度に安価な金額とならないよう、慎重な検討が必要である。	売却単価については、市況や出荷までの経費などの把握等を十分に行うことで、適切な価格とする。	B：措置済／決定済	売却単価の決定に当たっては、市況などの確認を行う。	
27	環境部	環境政策課	95頁～97頁	意見	リサイクルステーションにおけるペットボトル圧縮回収機について	設置場所、現場での運用状況及びペットボトルの資源化率に対する効果の観点から、リサイクルステーションにおけるペットボトル圧縮回収機の設置については、今後の事業見直し時に検討されることが望ましい。	平成27年度中にとよたエコポイント制度全体の見直しを行い、平成28年度以降の制度のあり方を検討するため、それに併せてペットボトル圧縮回収機の今後の取扱いについても、廃止を含め検討するものとする。なお、平成26年4月末までに、ペットボトル圧縮回収機を1機増設（延べ10か所・11機）する予定。	B：措置済／決定済	ペットボトル圧縮回収機の設置効果については、リサイクルステーションの整備状況や運用状況を確認しながら、所管課と共に検証を行う。なお、ペットボトル圧縮回収機の取扱いについては、とよたエコポイント制度全体の効果検証結果に基づき、所管課と共に検討する。	ごみ減量推進課 企画課
28	環境部	清掃業務課	99頁	意見	金属ごみ等のリサイクルに関する業務委託における積算単価について	金属ごみ等のリサイクルに関する業務委託は随意契約であり、価格の設定については、競争相手がいないことから特に慎重な検討が必要になるが、その単価については、平成22年度から平成24年度まで変更がなく、当初の積算根拠資料も保管されていなかった。積算根拠資料を入手し、その内容の妥当性についての検討が行われるべきであると考えられる。	平成27年度以降の委託金額の積算については、積算内容について他の同様業務を参考にするなど、適切に見直しを行うこととする。	B：措置済／決定済	委託金額の積算根拠について、適切かどうか毎年確認する。	
29	環境部	清掃業務課	100頁～101頁	意見	有害ごみ破碎及び処分業務委託における積算単価について	有害ごみ破碎及び処分業務委託は随意契約であり、価格の設定については、競争相手がいないことから特に慎重な検討が必要になるが、その単価については、平成22年度から平成24年度まで変更がなく、当初の積算根拠資料も保管されていなかった。積算根拠資料を入手し、その内容の妥当性についての検討が行われるべきであると考えられる。	平成27年度以降の委託金額の積算については、積算内容について他の同様業務を参考にするなど、適切に見直しを行うこととする。	B：措置済／決定済	委託金額の積算根拠について、適切かどうか毎年確認する。	

No.	部	課	該当ページ	分類	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課
30	環境部	清掃施設課	103 頁～ 105 頁	意見	緑のリサイクルセンターの運転管理業務における随意契約及び再委託の必要性について	平成24年度の緑のリサイクルセンターにおける支出金額に対する随意契約による運転管理業務委託料の支出金額の割合は、79%と高率であった。受託者である公益財団法人豊田加茂環境整備公社（以下「豊田加茂環境整備公社」という。）は、その中心作業をA社及び派遣会社に再委託しており、豊田加茂環境整備公社による利益部分の積み増しや、市の直接的なモニタリング機能が希薄となることから、業務の効率性及び合理性が阻害される要因となり得る。 今後においては、経費の削減及び市の直接的なモニタリング機能の強化による業務の効率性及び経済性を伴った執行を確保するために、より競争性を図ることができる契約手法の導入を検討されたい。	現在の運転管理業務の委託については、請負業者が業務責任者を配置し業務の一括管理を行うことで、効率性及び合理性が確保されると認識している。そのことは、再委託による業務分担によって、効率性が阻害される要因とは考えていない。また、職員によるモニタリングを強化し、業務の効率性及び経済性が向上するように業務内容の確認、委託管理を行っていく。	B：措置済／決定済	今後も本施設の運転管理業務委託における契約手法については、必要な条件を総合的に判断し決定していく。	
31	環境部	清掃施設課	105 頁～ 106 頁	意見	緑のリサイクルセンターにおける人員配置の効率性について	緑のリサイクルセンターでは現場作業員7名、事務作業員が4名常駐し、作業を実施している。 現場視察を実施した結果、緑のリサイクルセンターでの計量業務は、1名の人員で作業が可能である時間帯が比較的多いと考えられる。 ピーク時の影響を考慮すれば、現在の人員配置は必要であるという考えもあるが、時間帯による影響及び季節的変動を加味した全体としての事務所内及び計量室内の人員配置を再検討し、より一層の効率化を検討されたい。	事務所及び計量棟の業務は、それぞれが利用者対応の場所であり、その利便性の低下などを考慮に入れると、現在の人員配置が妥当であると判断している。	D：未措置／未実施決定済		
32	環境部	清掃施設課	107 頁～ 111 頁	意見	緑のリサイクルセンターにおける豊田加茂環境整備公社への委託料の積算価格について	緑のリサイクルセンターにおける運転管理業務の積算については、ごみ焼却施設を対象にした、公益社団法人全国都市清掃會議が発行している「廃棄物処理施設維持管理業務積算要領」（以下「積算要領」という。）を参考としている。平成23年度から平成25年度の委託費積算書と積算要領を照合又は比較した結果、運転管理費、技術経費等について相違が見られた。 合理性の観点から、毎年度継続した積算方法で統一すべきであり、今後はその点を徹底されたい。	緑のリサイクルセンターにおける運転管理業務の積算については、平成26年度から継続した積算方法で統一する。	A：措置済／実施済	業務内容を確認しながら、適正な積算になっていることを複数の職員で確認し、精査を行う。	
33	環境部	清掃施設課	111 頁	意見	緑のリサイクルセンターにおける豊田加茂環境整備公社への車両の賃貸借契約について	関連書類を通査した結果、市が保有している車両を貸し出し、貸出金額を委託契約の積算価格に上乗せし、同額の貸付料収入を受けていることが判明した。実態は、無償で貸し付けていることと変わりがなく、書面上のやり取りのみである。 上記のように形式的に賃貸借契約を締結しているのみでは、かえって事務手續を非効率とし、また、委託費の中に織り込むことで委託金額が膨らんでいるように見えてしまい、積算価格の透明性を阻害しかねない。 このような要因を軽減させるために、当該車両の賃貸借契約の必要性を検討されたい。	緑のリサイクルセンターにおける車両の賃貸借契約については、平成26年度から事務手続きを見直した。ただし、実際の契約は、平成26年4月1日以降となる。	A：措置済／実施済	同左	

No.	部	課	該当ページ	分類	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課
34	環境部	ごみ減量推進課	112 頁	意見	緑のリサイクルセンター国県補助金交付申請書類の精査体制について	緑のリサイクルセンター建設事業において、平成20年度から平成22年度までの間に国の循環型社会形成推進制度を活用し、国からの補助金を得ていたが、平成24年度に補助金80,648,000円の返還が生じていた。経緯としては、申請の事務処理を愛知県が実施しており、市としては愛知県の確認を受けた上で、申請書類の提出をしたもの、申請内容に交付対象外のものが含まれていたことが原因である。 市としても申請者である以上、補助金の交付対象であるかの確認を網羅的に実施することが必須であり、今後はより一層の申請書類のチェック体制の整備を図ることが望まれる。	申請内容について疑義等が生じた場合は、国や県と文書を用いたやり取りを行うことで、適切な申請を行っていく。	B：措置済／決定済	県や国に照会した事項については文書に残し、課内で情報の共有を図る。	
35	環境部	清掃施設課	117 頁～ 119 頁	意見	渡刈クリーンセンターの運転管理業務委託について、前年度とのコスト比較及び契約締結時に試算したコスト削減効果の達成度合いの評価を実施していない。 よって、市として複数年契約の締結を行うに際して試算したコスト削減効果の達成度合いを年度ごとに定量分析されることを検討されたい。	渡刈クリーンセンターの運転管理業務委託については、平成24年度から5年間の複数年契約が締結されているが、市においては、前年度とのコスト比較及び契約締結時に試算したコスト削減効果の達成度合いの評価を実施していない。 よって、市として複数年契約の締結を行うに際して試算したコスト削減効果の達成度合いを年度ごとに定量分析されることを検討されたい。	包括的長期委託については、定量的なコスト分析も含め、検証できる項目について検証を行っていく。	B：措置済／決定済	他の複数年契約についても、検証できる項目については分析を実施する。	
36	環境部	清掃施設課	121 頁～ 122 頁	意見	藤岡プラントに係る将来計画について	市のごみ削減目標に照らせば、今後、焼却処理量は減少していくことが予想される。このような状況から、藤岡プラントを存続させるか、又は藤岡プラントを廃止し渡刈クリーンセンターのみで焼却処理を行っていくかの意思決定が、将来的には必要となってくると考えられる。 そこで、藤岡プラントを継続していくことによるコストと藤岡プラントが廃止された場合に発生するコストの試算を実施することが必要となってくると考えられる。 コストを試算し情報の蓄積を図っておくことは、将来の意思決定に際して有用な判断要素となり得る。このため、藤岡プラントの将来計画の検討に際しても、このようなコストの試算を実施することを検討されたい。	藤岡プラントは、一般廃棄物処理基本計画において、既存施設の延命化を実施すると定められており、またごみ焼却施設の安定運転や災害などの不測の事態への対応から廃止ができない。よって現段階での廃止した場合のコスト試算は、有用な情報になり得ないと判断している。 ただし、将来において、社会情勢などにより廃止が見込まれた場合には、その時点でコスト試算を含めた検討を実施していく。	D：未措置／未実施決定済		
37	環境部	清掃施設課	122 頁～ 123 頁	意見	渡刈クリーンセンターと藤岡プラントの搬入調整について	藤岡プラントは、稼働から19年余り経過しており、施設維持コストは今後も増加していくことが予想される。 一方で、渡刈クリーンセンターでは、発生電力に余剰がある場合に、その余剰電力の売却を行っていることから、渡刈クリーンセンターへの搬入を増やすことによって、効率的な発電が行われ、結果として売電収入の増加につながる可能性がある。 以上から、施設維持コストの試算及び売電収入の増加見込みの試算を実施し、収集範囲の見直し等の搬入調整を検討されたい。	現状では、渡刈クリーンセンターは2炉運転を基本としているため、発電に関しては効率的に実施されており、現状の搬入調整で必要なごみ量が確保されている。また、効率的な収集や施設の運転状況といった視点からも清掃業務課と調整を行っている。	A：措置済／実施済	市域でのごみ発生状況などに変化があった場合は、清掃業務課と収集範囲などの見直しについて協議する。	

No.	部	課	該当ページ	分類	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課
38	環境部	清掃施設課	124 頁	意見	渡刈クリーンセンターにおける環境保全手当にかかる豊田市職員特殊勤務手当規則について	渡刈クリーンセンターにおいては、特殊勤務手当が支給される業務が存在する（操作手が行う機械操作業務及び操作手が常態的に行う保守業務）。しかし、操作手が常態的に行う保守業務については、実際の業務は実施していない。 今後、当該業務を市の職員が実施し、特殊勤務手当が支給されることないと考えられるため、特勤手当規則の規定を実態に即したものに改正することを検討されたい。	特殊勤務手当の規定の見直しについては、全庁的な見直し時に人事課に実態との乖離について説明を行い、改定について協議する。	B：措置済／決定済	今後、規則等で実態に即していないものがあれば人事課に報告し、対応について協議する。	人事課
39	環境部	清掃施設課	125頁～ 126頁	意見	藤岡プラントにおける誘引通風機緊急修繕工事の再委託について	藤岡プラントについては、随意契約によりプラントの施工業者との間で、平成24年8月から平成24年9月までを工期とする誘引通風機緊急修繕に関する工事請負契約が締結されている。請負者は、市へ工事下請負届を提出し工事を再委託している。 市としては、工事案件については、「一括下請負チェックシート」を作成し、元請負人の実質的な関与を確認している。一方で、修繕案件については、工事下請届の確認及び監督員による現場立会いの方法から、元請負人の実質的関与を確認するにとどまっている。 修繕案件である当該誘引通風機緊急修繕工事についていえば、元請の直接施工がなく、工事案件であれば「一括下請負チェックシート」を用いた運用の対象に該当すると考えられる。 一括下請負を防止し、入札金額の適正性を担保する観点から、工事案件に限らず、修繕案件についても「一括下請負チェックシート」を用いた運用を実施することを検討されたい。	今後は、清掃施設における修繕で該当する案件については、「一括下請負チェックシート」を用いた運用を実施していく予定である。	B：措置済／決定済	同左	
40	環境部	清掃施設課	127頁～ 128頁	意見	清掃業務委託の契約形態について	渡刈クリーンセンターにおける清掃業務委託については、一般競争入札となっている。一方、藤岡プラントにおける清掃業務委託については、指名競争入札となっている。 渡刈クリーンセンターと藤岡プラントの清掃業務実施内容に大きな相違ではなく、渡刈クリーンセンターと藤岡プラントの清掃委託業務の契約形態を異なるものにする必要性は乏しいといえる。 以上から、渡刈クリーンセンター及び藤岡プラントの清掃業務委託契約形態の統一を検討されたい。	平成24年度は、渡刈クリーンセンターは一般競争入札（総合評価方式）、藤岡プラントは指名競争入札であったが、平成25年度からは、契約課の総合評価方式の基準が変更されたため、指名競争入札に統一されている。	A：措置済／実施済	今後も市の契約手順に基づき、事務を進めて行く。	
41	環境部	清掃施設課	128 頁	意見	清掃業務委託及び樹木管理業務委託の委託期間について	渡刈クリーンセンター及び藤岡プラントの清掃業務委託及び樹木管理業務委託の委託期間は、おおむね1年であり、単年度での業務委託契約となっている。単年度ごとの契約ではなく、長期継続契約とすれば、契約に係る事務コストの削減が期待できる。 複数年による業務委託契約を締結することにより、長期にわたる安定したサービスを受けること及び単年度契約に比べて低額で契約することについて検討されたい。	清掃業務は、条件が整った時点での長期契約を予定している。樹木管理は、現状では、樹木の本数などで年間委託内容が異なっているため、従来通りの単年度契約とする。	B：措置済／決定済	長期契約が可能な委託については、検討を行う。	

No.	部	課	該当ページ	分類	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課
42	環境部	ごみ減量推進課	129頁～130頁	意見	一般廃棄物処理手数料の設定について	事業系廃棄物の持込みについては、事業者が利益を生み出すための経済活動を行ったことにより発生するものであり、利益を獲得するために必要なコストとして、事業者が処理コストを負担すべきものと考えられ、現行の事業系廃棄物の一般廃棄物処理手数料の水準について、再検討されたい。	平成22年の環境審議会の答申では、事業者の負担割合を当面は処理原価の2分の1、将来的には処理原価相当とすべきとされている。 事業系の一般廃棄物処理手数料の水準については、環境審議会の答申を尊重した処理手数料の見直しを行うことで対応する。	B：措置済／決定済	環境審議会の答申を尊重し、処理手数料の見直しを確實に行う。	
43	環境部	清掃施設課	131頁	意見	中間処理施設に持ち込まれた古紙類の取扱いについて	渡刈クリーンセンターに誤って古紙類を持ち込んだ市民は、近隣のリサイクルステーションに再搬入が必要となり、藤岡プラントに誤って古紙類を持ち込んだ市民は、リサイクルステーションへの再搬入が必要ないといった相違がある。 今後は、藤岡プラントにリサイクル可能な古紙類が持ち込まれた場合であっても、リサイクルステーションへの再搬入を依頼するといった対応を検討されたい。	古紙の受入れは原則行っていないので、藤岡プラントにおいても渡刈クリーンセンターと同様の対応を行っていく。しかし、藤岡プラントの近隣にはリサイクルステーションが整備されていないため、再搬入のお願いは市民の負担となってしまう。このため、藤岡プラントでは、持ち込まれてしまった古紙の受取りは行う。古紙は一旦受け取るが、その際にリサイクルステーションの利用についての啓発を行っていく。	D：未措置／未実施決定済		
44	環境部	清掃施設課	132頁	意見	中間処理施設における古紙類処理の告知について	藤岡プラントでは、古紙処理の業務委託が行われている。当該処理の業務委託は単価契約であり、リサイクル可能な古紙類の持込みが減少すれば、市としての支出も削減される。 そこで、持込みを検討している市民及び事業者に広く内容を告知し、リサイクル可能な古紙類の中間処理施設への持込みを減少させるため、中間処理施設におけるホームページに古紙類に関する処理の詳細な内容の記載を検討されたい。	ホームページの掲載内容について、家庭から排出される古紙が搬入できないことが明記されていなかったため、ホームページへの掲載を行った。	A：措置済／実施済	ホームページの掲載内容に分かりづらい内容があれば、分かり易い内容への変更を行う。	
45	環境部	清掃施設課	135頁～138頁	意見	グリーン・クリーンふじの丘の埋立計画の妥当性について	市は、現在グリーン・クリーンふじの丘（以下「グリーン・クリーン」という。）に搬入する一般廃棄物とは別に、一部の一般廃棄物を豊田加茂環境整備公社の運営する御船処分場に持ち込み、最終処分を委託しているが、現状のグリーン・クリーンの埋立状況は、御船処分場に持ち込む分を除いて計画を達成しており、これにより50年という運営期間を見積もっている。 市の一般廃棄物処理基本計画（平成25年3月）の実施スケジュールでは、グリーン・クリーンについての施策及び事業の内容として「第1期が計画通りの埋立であるため、第2期の計画を立案する」とあるが、御船処分場の埋立率がすでに70%を超えていることを考慮すると、グリーン・クリーンを50年間運営させるという埋立計画の達成可能性について、今一度検討の余地があると考えられる。	一般廃棄物の処理については、一般廃棄物処理基本計画の改訂時（平成29年度予定）に、民間施設の利用を含めた埋立計画の検証を行い、50年間の運営ができるよう見直しを行う。	B：措置済／決定済	毎年埋立量に伴う残余容量を積算し、埋立計画量との比較検証を行う。	
46	環境部	清掃施設課	138頁～139頁	意見	御船処分場への廃棄物搬入について	現状、御船処分場への廃棄物の持込みに関しては、前年の搬入実績を基に予算を設定し、当該予算の範囲内で搬入を行っている。 市と豊田加茂環境整備公社が処分場の効果的な運営について連携し、グリーン・クリーン延命化の施策の1つとして現状設定されている予算を拡大し、御船処分場へ搬入する一般廃棄物の量を増やすという施策の実行可能性を探っていくことが望ましい。	グリーン・クリーンの延命化施策として、御船処分場への搬入を継続して実施とともに、民間施設の活用も検討し、リスク分散を行う。	B：措置済／決定済	グリーン・クリーンの延命化施策として、御船処分場への搬入を継続して実施とともに、民間施設の活用も検討し、リスク分散を行う。	

No.	部	課	該当ページ	分類	件名	監査結果 (要約)	I 「処理」内容	II 「措置」状況	III 「措置(再発防止策、改善策)」内容	IV 調整課
47	環境部	清掃施設課	140頁～142頁	意見	今後の脱塩設備の利用方法について	グリーン・クリーンでは、埋立地から浸透した浸出水をきれいな水にする施設を保有し、浸出水の処理を行っている。当該処理施設の設備の中に、脱塩処理設備と濃縮塩水処理設備があるが、グリーン・クリーンの現地観察を行った際に、これらの設備が現在稼働されていない事実を確認した。現状は、万一に備えて費用をかけてメンテナンスを行うという管理状況であり、設備を有効に利用できていない状況である。多額の支出で設置した設備であるため、何か有効利用できる施策を市として検討することが望ましい。	有効利用を検討した結果、平成28年2月19日に緊急対応用として維持保管することを決定した。	B：措置済／決定済	今後の新技術の導入検討においては、多角的な視野によるメリット・デメリットの検証を行う。また、副産物が発生するような設備の導入検討では、稼働後の副産物の見込数量、有効活用策、処分方法及び費用について根拠を明確にし、検討資料として文書で残すこととした。特に副産物の有効活用を前提とする場合は、有効活用に関する事業計画を作成することとした。	
48	環境部	清掃施設課	142頁	意見	設備等の取得に際しての検討	今後、設備の取得の際には、利用方法や利用に付随して発生する影響及び導入の是非を慎重に考慮して意思決定を行うことが望ましい。 脱塩処理設備のように、総額で570,000千円もの大型設備の導入案件は頻繁にあることではないと思われるが、想定外の支出や当初の目的の達成に支障が出るような事態を事前に回避するためにも、意思決定の段階でのチェックの徹底が望まれる。	今後、施設の更新又は新設の際には、計画する段階においてその必要性と効果を十分検討する。	B：措置済／決定済	今後、施設の更新又は新設の際には、計画する段階においてその必要性と効果を十分検討する。	
49	環境部	清掃施設課	143頁～144頁	意見	勘八処分場における包括的契約の妥当性について	勘八処分場の維持管理業務について、平成24年度までは随意契約でE社にて管理が行われていたが、平成25年度からは同じく随意契約でF社がグリーン・クリーンを含めた包括的管理を担当こととなった。 包括的契約を行うことに一定の合理性は認められるものの、これにより豊田市の処分場に係る維持管理業務が全てF社によって行われることとなる。 合理的理由の有無にかかわらず、ある特定の業務が1社によって独占的に行われている状況下では、一種のなれ合いが生じるおそれがあるため、これを防ぐために数年間に一度外部の専門家等を招き、F社の業務について総合評価を行うことが望ましい。	運転管理状況のモニタリングを市の職員で行い、必要に応じて外部の専門家によるモニタリングも行う。	B：措置済／決定済	運転管理状況のモニタリングを定期的に行い、効果の検証を実施する。	
50	環境部	清掃施設課	144頁～145頁	意見	勘八処分場における随意契約の根拠条文について	グリーン・クリーンふじの丘包括的運転維持管理業務委託に関する見積徴収執行調書においては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき「必要とする技術力を有する者が他にいないため」という理由でF社を選定している。 しかし、今回F社と契約を締結することとなった背景には、人工を減らして維持管理費用を下げる意図があり、F社を選定する根拠としては、同項第6号の「競争入札に付することが不利と認められるとき」が該当するものと考えられる。 以上から、現状第2号を根拠に選定理由を記載しているが、同項第6号を根拠として選定する旨の記載をすることが望ましいと考えられる。さらに、F社を選定するに至った背景やF社を選定することで削減できる経費の額を具体的に記載することが望ましい。	次回発注時には、関係部署と協議して適正な選定理由を選択する。	B：措置済／決定済	次回発注時には、関係部署と協議して適正な選定理由を選択する。	